

保保発 0825 第 7 号  
令和 3 年 8 月 25 日

日本助産師会長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
( 公 印 省 略 )

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける  
事務の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理  
事長あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

保保発 0825 第 3 号  
令和 3 年 8 月 25 日

全国健康保険協会理事長  
健康保険組合理事長  
健康保険組合連合会長  
地方厚生（支）局長  
社会保険診療報酬支払基金理事長

殿

厚生労働省保険局保険課長  
( 公 印 省 略 )

「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける  
事務の取扱いについて」の一部改正について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）及び健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 137 号）については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について」（令和 3 年 8 月 4 日保発 0804 第 7 号）において、令和 4 年 1 月 1 日に施行される旨通知されたところである。

これに伴い、「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」（平成 20 年 12 月 17 日保保発第 1217001 号、第 1217003 号及び第 1217004 号）について、別紙 1 のとおり改正することとしたので、その旨御了知いただくとともに円滑な実施を図られたい。

なお、本通知は令和 4 年 1 月 1 日以降の出産から適用することとする。

<参考>

- 別紙 1：出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて（平成 20 年 12 月 17 日保保発 1217001 号、第 1217003 号及び第 1217004 号）（新旧対照表）
- 別紙 2：出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて（平成 20 年 12 月 17 日保保発 1217001 号、第 1217003 号）

及び第1217004号) (改正後全文)

別添 : 在胎週数

## 「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」

(平成 20 年 12 月 17 日保保発 1217001 号及び第 1217004 号)

## 新旧対照表

(下線部が改正箇所)

改正後	現行
<p data-bbox="331 480 1021 560">出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて</p> <p data-bbox="237 624 1102 1235">健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号。以下「改正令」という。）の施行については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成20年12月5日保発第1205002号）及び「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める額」について」（平成20年12月5日保保発第1205001号）において、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第169号。以下「改正省令」という。）の施行については、「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成20年12月12日保発第1212003号）において通知したところであるが、具体的な事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、円滑な実施を図られたい。</p> <p data-bbox="237 1251 1102 1327">なお、この通知においては改正令による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）を「政令」、改正省令によ</p>	<p data-bbox="1236 480 1926 560">出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて</p> <p data-bbox="1135 624 2000 1235">健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号。以下「改正令」という。）の施行については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成20年12月5日保発第1205002号）及び「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める額」について」（平成20年12月5日保保発第1205001号）において、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第169号。以下「改正省令」という。）の施行については、「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成20年12月12日保発第1212003号）において通知したところであるが、具体的な事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、円滑な実施を図られたい。</p> <p data-bbox="1135 1251 2000 1327">なお、この通知においては改正令による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）を「政令」、改正省令によ</p>

る改正後の健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）を「規則」と略称する。

また、本通知の施行に伴い、「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」（平成26年12月24日保保発1224第1号～第3号）は令和3年12月31日以前に出生した者に係る事務の取扱いを除き、同日限りで廃止する。

#### 記

第一 出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の金額

1 産科医療補償制度の対象分娩となる場合

「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第7条における「協会が定める金額」について」（令和3年8月11日保保発0811第1号）において示しているとおり、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）については、政令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、令和4年1月1日以後、在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）

る改正後の健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）を「規則」と略称する。

#### 記

第一 出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額

1 1万6千円が加算され、42万円となる場合

「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第7条における「協会が定める金額」について」（平成26年11月27日保保発1127第1号）において示しているとおり、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）については、政令第36条第1号及び第2号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、平成27年1月1日以後、在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」と

がなされたことが認められた場合には出産育児一時金等は1万2千円を加算して42万円支給すること。

これは、制度対象分娩がなされた場合、加入分娩機関において、機構に対する掛金（1児につき1万2千円）納付義務が発生し、出産費用が増加することを踏まえたものである。

なお、出生した者が出生した時点において在胎週数28週以上で、重度の脳性麻痺により障害を負った場合には、産科医療補償制度における補償金の支給対象となる場合がある。（別添）

## 2 産科医療補償制度の対象分娩とならない場合

制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等は1万2千円を加算せず、40万8千円とすること。

制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。

- ① 加入分娩機関の医学的管理下以外の出産
- ② 加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数22週未満の出産（流産、人工妊娠中絶を含む。）

いう。）がなされたことが認められた場合には出産育児一時金等は1万6千円を加算して42万円支給すること。

これは、制度対象分娩がなされた場合、加入分娩機関において、機構に対する掛金（1児につき1万6千円）納付義務が発生し、出産費用が増加することを踏まえたものである。

## 2 1万6千円が加算されず、40万4千円となる場合

制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等は1万6千円を加算せず、40万4千円とすること。

制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。

- ① 加入分娩機関の医学的管理下以外の出産
- ② 加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数22週未満の出産（流産、人工妊娠中絶を含む。）

(削除)

第二 制度対象分娩のうち、補償の対象となるもの

重度の脳性麻痺に対し総額3000万円の補償金が支払われる場合は、出生した者が出生した時点において下記のいずれかの基準に該当する場合である。(別添1)

- ① 在胎週数32週以上であり、かつ、体重が1400g以上であること
- ② 在胎週数28週以上であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - 一 低酸素状態が持続して、臍帯動脈血中のpHが7.1未満である代謝性アシドーシス(酸性血症)の所見があると認められる場合
  - 二 低酸素状況が常位胎盤早期剥離、臍帯脱出、子宮破裂、子癇、胎児母体間輸血症候群、前置胎盤からの出血、急激に発症した双胎間輸血症候群等によって起こり、引き続き、次のイ～チまでのいずれかの所見が認められる場合
    - イ 突発性で持続する所脈
    - ロ 子宮収縮の50%以上に出現する遅発一過性徐
    - ハ 子宮収縮の50%以上に出現する変動一過性徐
    - ニ 心拍数基線細変動の消失
    - ホ 心拍数基線細変動の減少を伴った高度徐脈
    - ヘ サイナソイダルパターン
    - ト アプガースコア1分値が3点以下

## 第二 申請方法別の事務の取扱い

加入分娩機関において制度対象分娩がなされたかどうかは、提出された書類における「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無により判別すること。

なお、全国の加入分娩機関については <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/search/index.php>（機構ホームページ）においても確認可能となっている。

### 1 出産後に申請する場合

加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために当該文言を印字やスタンプ等により明記することとなっていることから、規則第86条第3号に規定する、保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類は、加入分娩機関により発行され、当該文言が明記された領収書又は請求書の写しとする。

- ① 当該文言が明記された領収書の写しは、出産後に42万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ② 当該文言が明記された請求書の写しは、出産後精算前

## チ 生後1時間以内の児の血圧ガス分析値（pH値が7.0未満）

## 第三 申請方法別の事務の取扱い

加入分娩機関において制度対象分娩がなされたかどうかは、提出された書類における所定の印（別添2）の有無により判別すること。

なお、全国の加入分娩機関については <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/search/index.php>（機構ホームページ）においても確認可能となっている。

### 1 出産後に申請する場合

加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書又は請求書に、制度対象分娩がなされたことを証明するために当該印を押印することとなっていることから、規則第86条第3号に規定する、保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類は、加入分娩機関により発行された、当該印の押された領収書又は請求書の写しとする。

- ① 当該印の押された領収書の写しは、出産後に42万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ② 当該印の押された請求書の写しは、出産後精算前に42

に 42 万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。

- ③ 口座振替やクレジットカードによる支払などにより領収書が発行されないなどやむを得ない場合には、加入分娩機関は出産証明書（規則第 86 条第 2 項に規定する医師又は助産師において出産の事実を証明する書類）の写しに当該文言を明記することがあるので留意すること。

## 2 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該文言が明記されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は1 万 2 千円を加算し 42 万円とすること。

この際、加算する金額が 1 万 2 千円となるのは、受取代理の請求書に記載された出産予定日でなく実際の出産が令和 4 年 1 月 1 日以後であるものに限る。

### 第三 双児等の場合等における取扱い

1 (略)

2 流産及び人工妊娠中絶の場合

流産は在胎週数 22 週未満において生ずるものであり、人

万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。

- ③ 口座振替やクレジットカードによる支払などにより領収書が発行されないなどやむを得ない場合には、加入分娩機関は出産証明書（規則第 86 条第 2 項に規定する医師又は助産師において出産の事実を証明する書類）の写しに押印することがあるので留意すること。

## 2 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該印が押されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は1 万 6 千円を加算し 42 万円とすること。

この際、制度対象分娩となるのは、受取代理の請求書に記載された出産予定日でなく実際の出産が平成 27 年 1 月 1 日以後であるものに限る。

### 第四 双児等の場合等における取扱い

1 (略)

2 流産及び人工妊娠中絶の場合

流産は在胎週数 22 週未満において生ずるものであり、人

工妊娠中絶も在胎週数 22 週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は 40 万 8 千円 とすること。

3 事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の領収書又は請求書の「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は 40 万 8 千円 とすること。

(削除)

工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は 40 万 4 千円 とすること。

3 事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

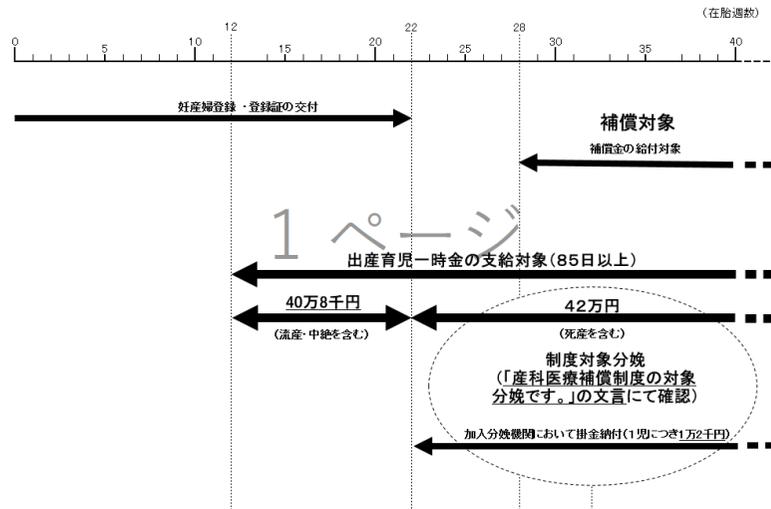
里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の所定の印の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は 40 万 4 千円 とすること。

第五 留意事項

支給事務の詳細については、別添 3（「産科医療補償制度における出産育児一時金等の加算支給に係る取扱いについて（依頼）」（平成20年12月12日医政発）第1212003号）も併せて参照のこと。

(別添)

(別添)

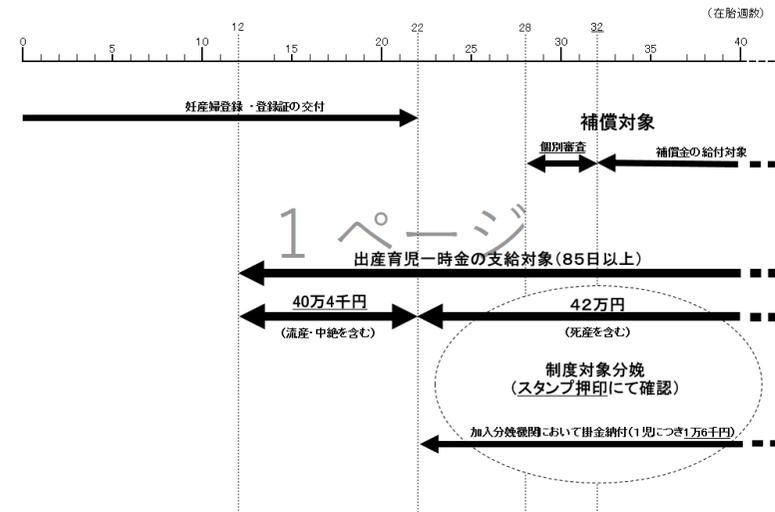


(削除)

(削除)

(別添 1)

(別添 1)



(別添 2)

(別添 3)

保保発第 1 2 1 7 0 0 1 号  
平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日  
一部改正 平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日保保発 1 2 2 4 第 1 号  
一部改正 令和 3 年 8 月 2 5 日保保発 0 8 2 5 第 3 号

全国健康保険協会理事長 殿

保保発第 1 2 1 7 0 0 4 号  
平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日  
一部改正 平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日保保発 1 2 2 4 第 2 号  
一部改正 令和 3 年 8 月 2 5 日保保発 0 8 2 5 第 3 号

健康保険組合理事長 殿

保保発第 1 2 1 7 0 0 3 号  
平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日  
一部改正 平成 2 6 年 1 2 月 2 4 日保保発 1 2 2 4 第 3 号  
一部改正 令和 3 年 8 月 2 5 日保保発 0 8 2 5 第 3 号

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
（ 公 印 省 略 ）

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の  
見直しにおける事務の取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 371 号。以下「改正令」という。）の施行については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について」（平成 20 年 12 月 5 日保発第 1205002 号）及び「健康保険法施行令第 3 6 条における「保険者が定める額」について」（平成 20 年 12 月 5 日保保発第 1205001 号）において、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 169 号。以下「改正省令」という。）の施行については、「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成 20 年 12 月 12 日保発第 1212003 号）において通知したところであるが、具体的な事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、円滑な実施を図られたい。

なお、この通知においては改正令による改正後の健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）を「政令」、改正省令による改正後の健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）を「規則」と略称する。

また、本通知の施行に伴い、「出産育児一時金及び家族出産育児一時金の金額の見直しにおける事務の取扱いについて」（平成 26 年 12 月 24 日保保発 1224 第 1 号～第 3 号）は令和 3 年 12 月 31 日以前に出生した者に係る事務の取扱いを除き、同日限りで廃止する。

## 記

### 第一 出産育児一時金及び家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の金額

#### 1 産科医療補償制度の対象分娩となる場合

「健康保険法施行令第 36 条における「保険者が定める金額」及び船員保険法施行令第 7 条における「協会が定める金額」について」（令和 3 年 8 月 11 日保保発 0811 第 1 号）において示しているとおおり、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）が運営する産科医療補償制度に加入する医療機関等（以下「加入分娩機関」という。）については、政令第 36 条第 1 号及び第 2 号のいずれにも該当するものであることから、加入分娩機関の医学的管理下において、令和 4 年 1 月 1 日以後、在胎週数 22 週に達した日以後の出産（死産を含み、以下「制度対象分娩」という。）がなされたことが認められた場合には、出産育児一時金等の額は 1 万 2 千円を加算して 42 万円を支給すること。

これは、制度対象分娩がなされた場合には、加入分娩機関において機構に対する掛金（1 児につき 1 万 2 千円）納付義務が発生し、出産費用が増加することを踏まえたものである。

なお、出生した者が出生した時点において在胎週数 28 週以上で、重度の脳性麻痺により障害を負った場合には、産科医療補償制度における補償金の支給対象となる場合がある。（別添）

#### 2 産科医療補償制度の対象分娩とならない場合

制度対象分娩でない出産については、加入分娩機関は機構に対し掛金を納付する必要がないことを踏まえ、出産育児一時金等の額は 1 万 2 千円を加算せず、40 万 8 千円を支給すること。

なお、制度対象分娩でない出産とは、次に掲げるものをいう。

- ① 加入分娩機関の医学的管理下以外の出産
- ② 加入分娩機関の医学的管理下における出産であっても、在胎週数 22 週未満の出産（流産、人工妊娠中絶を含む。）

## 第二 申請方法別の事務の取扱い

加入分娩機関において制度対象分娩がなされたかどうかは、提出された書類における「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無により判別すること。

なお、全国の加入分娩機関については <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/search/index.php>（機構ホームページ）においても確認可能となっている。

### 1 出産後に申請する場合

加入分娩機関は、妊産婦に対して発行する領収書又は請求書に制度対象分娩がなされたことを証明するために当該文言を印字やスタンプ等により明記することとなっていることから、規則第 86 条第 3 項に規定する保険者が制度対象分娩であると認める際に必要となる書類については、加入分娩機関により発行され、当該文言が明記された領収書又は請求書の写しとする。

- ① 当該文言が明記された領収書の写しは、出産後に 42 万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ② 当該文言が明記された請求書の写しは、出産後精算前に 42 万円の出産育児一時金等の支給を申請する場合に、申請書に添付する必要がある。
- ③ 口座振替やクレジットカードによる支払などにより領収書が発行されない等やむを得ない場合には、加入分娩機関は出産証明書（規則第 86 条第 2 項第 1 号に規定する医師又は助産師において出産の事実を証明する書類）の写しに当該文言を明記することがあるので留意すること。

### 2 出産前に受取代理の申請を行った場合

出産後に受取代理人である医療機関等から送付される分娩費請求書の写しに対し、当該文言が明記されている場合、当該医療機関等は加入分娩機関でありかつ当該出産は制度対象分娩であることが判別できるため、出産育児一時金等の金額は 1 万 2 千円を加算し 42 万円とすること。

この際、加算する金額が 1 万 2 千円となるのは、受取代理の請求書に記載された出産予定日でなく実際の出産が令和 4 年 1 月 1 日以後であるものに限る。

### 第三 双児等の場合等における取扱い

#### 1 双児等の場合

双児等の制度対象分娩の場合は、出産育児一時金等（42万円）を従来どおり一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて支給すること（双児の場合は42万円×2＝84万円）。

#### 2 流産及び人工妊娠中絶の場合

流産は在胎週数22週未満において生ずるものであり、人工妊娠中絶も在胎週数22週未満において行われるものであることから、これらは制度対象分娩に該当しないため、出産育児一時金等の金額は40万8千円とすること。

#### 3 事前に妊産婦登録を行った加入分娩機関以外において出産した場合

里帰り出産、転院、救急搬送などにより、事前に登録していた加入分娩機関以外において出産した場合、掛金を納付するのは実際に出産が行われた加入分娩機関であることから、当該加入分娩機関の領収書又は請求書の「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言の有無を踏まえて出産育児一時金等の支給額を決定すること。実際に出産が行われた医療機関等が加入分娩機関でなかった場合は、当該出産は産科医療補償制度の対象とならないことから、出産育児一時金等の金額は40万8千円とすること。

(別添)

